

第3章 現状の主な取組状況

本町はこれまで、様々な子育て施策に取り組んできました。出産から子育てまで、多種多様な子育て支援サービスを充実することにより、安心して子どもを産み、安心して子育てできる環境づくりに努めてきました。

1. 妊娠～出産期

(1) ママカフェ

「ママが少しでも子育てが楽になるお手伝いがしたい」という思いで、助産師または保健師等が、生後8か月未満のお子さんと母親、妊婦を対象に開催する相談・憩いの場所を提供します。

(2) 産後ケア

産後は、母親の体力が回復しないままに、赤ちゃんのお世話が始まり、心や体が不安定になることがあります。

このような時期に、母親やご家族が自信とゆとりをもって赤ちゃんとの生活が送れるよう、三木町住民で、出産後1年未満の産婦とお子さんを対象に助産所で赤ちゃんのお世話や授乳について教わることができます。

2. 乳幼児～就学前期

(1) 病児・病後児保育

病児が病気又は病気の回復期にあり、集団保育等が困難で、保護者が保育をできない場合に、三木町では、医療法人社団 讃陽堂 松原病院と医療法人社団 すくすくの会に委託を行い、三木町内に居住する生後6ヶ月から小学校6年生までのお子さんの一時預かり事業を行っています。

(2) 乳幼児一時預かりサービス

保護者が病気、冠婚葬祭、就職活動、リフレッシュしたいときなどのほか、家族の入院、通院、介護などの緊急時に一時的にお子さんを預かるサービスです。

(3) 子育てホームヘルプサービス

一時的に手助けが必要な三木町に住所がある妊婦や3歳未満の子どもを養育する保護者を対象に、子育てホームヘルパーを派遣して家事援助を行います。

3. 就学期

(1) 子育て支援医療費助成

三木町に住民票を有する18歳に達した最初の3月31日までの間のお子さんを対象に、健康保険診療による自己負担分を助成しています。

(2) 第2子以降の学校給食費助成

保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進するため、町立小中学校に通う児童生徒の学校給食費について、第2子に該当する児童生徒に半額、第3子以降に該当する児童生徒に全額の補助を行っています。

(3) 第2子以降の児童クラブ利用料助成

世帯で第2子以降のお子さんを対象に、第2子以降の児童に係る利用料が半額となります。